第四節　紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第百三十六条の規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門知識を有するものとする。

第五節　新たな金融サービス

1　一方の締約国は、他方の締約国の金融サービス提供者であって、自国の区域内に業務上の拠点を有し、かつ、自国の法律の下で、業務を行うことを認められ、及び公的機関によって規制され、又は監督されているものに対し、同様の状況にある自国の金融サービス提供者が提供することを許可する新たな金融サービスを提供することを許可する。各締約国は、新たな金融サービスが提供される組織上の形態及び法的形態を決定し、及び新たな金融サービスの提供のための許可を要求することができる。

2　締約国が新たな金融サービスに係る許可を要求する場合、その決定は、妥当な期間内に行う。

3　この節の規定の適用上、「新たな金融サービス」とは、一方の締約国の区域内ではいかなる金融サービス提供者によっても提供されていないが他方の締約国の区域内では提供されている金融サービスをいい、既存の若しくは新たな金融商品に関連するサービス又は金融商品が提供される態様を含む。

第六節　情報の移転及び処理

いずれの締約国も、電磁的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の移転が金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要である場合には、当該情報の移転又は金融情報の処理を妨げる措置をとってはならず、また、国際協定に適合する輸入規則に基づく場合を除くほか、当該機器の移転を妨げる措置をとってはならない。この節の規定は、個人の情報、私生活並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する締約国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が第六章の規定及びこの協定の他の関連する規定を回避するために行使されないことを条件とする。

第七節　金融サービスに関する意見交換

両締約国は、金融サービスに関する事項についての意見交換のための会合を、この協定の効力発生の時点において存在する適当な場又は両締約国が合意する適当な場を通じて、両締約国が合意する時期及び場所において開催する。この会合は、各締約国が決定する関係団体（監督当局を含むが、これに限定されない。）で構成する。

附属書五（第六章関係）　電気通信サービス

第一節　適用範囲

1　この附属書は、電気通信サービスの貿易に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この附属書は、各締約国の区域内において適用される規則、規制及び免許の条件に従うことを条件として適用する。ただし、それらの規則、規制及び免許の条件がこの協定に反しないものである場合に限る。

3　この附属書は、各締約国の法令に規定する放送サービスに影響を及ぼす措置については、適用しない。

注釈　この3の規定の適用上、放送サービスには、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書ＭＴＮ・ＧＮＳ―Ｗ―一二〇）に基づくラジオ及びテレビのサービス並びにラジオ及びテレビの放送サービスを含む。

4　この附属書のいかなる規定も、次のことを要求するものと解してはならない。

(a)　一方の締約国が、他方の締約国のサービス提供者に対し、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する以外の電気通信の伝送網又は伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、又は提供することを許可すること。

(b)　締約国が公衆一般に提供されない電気通信の伝送網若しくは公衆電気通信の伝送サービスを設置し、建設し、取得し、賃貸し、運用し、若しくは提供すること又は締約国がこれらを自国の区域内のサービス提供者に義務付けること。

第二節　定義

この附属書の適用上、

(a)　「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに係る設備をいう。

(i)　単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii)　サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(b)　「企業内通信」とは、会社内で若しくは当該会社とその子会社、支店若しくは、締約国の法令の範囲内において、提携する会社との間で又はこれらの子会社、支店若しくは、締約国の法令の範囲内において、提携する会社の間で行う電気通信をいう。この(b)の規定の適用上、「子会社」、「支店」及び適用のある場合には「提携する会社」とは、締約国の定義によるものとする。この附属書に規定する「企業内通信」には、関連の子会社、支店又は提携する会社以外の会社に提供される商業的又は非商業的なサービス及び顧客又は潜在的な顧客に提供される商業的又は非商業的なサービスを含まない。

(c)　「専用回線」とは、特定の利用者の利用に供されるために割り当てられた二以上の指定される地点の間の電気通信設備をいう。

(d)　「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において（価格及び供給に関する）参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i)　不可欠な設備の管理

(ii)　当該市場における自己の地位の利用

(e)　「差別的でない」とは、同様の状況において同種の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。

(f)　「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤であって、各締約国の法令に規定するものをいう。

注釈　この定義は、サービス貿易一般協定の適用を妨げるものではない。

(g)　「公衆電気通信の伝送サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送であって、各締約国の法令に規定するものを含む。

注釈　この定義は、サービス貿易一般協定の適用を妨げるものではない。

(h)　「接続約款」とは、相互接続に関する料金及び条件を定めた約款であって、主要なサービス提供者により提供され、及び電気通信規制機関が受理し、又は認可するものをいう。

(i)　「電気通信紛争解決機関」とは、電気通信に関する紛争の解決について責任を負う機関をいう。

(j)　「電気通信規制機関」とは、電気通信の規制について責任を負う機関をいう。

(k)　「利用者」とは、サービス消費者及びサービス提供者をいう。

第三節　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用

1　各締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載するサービスの提供に関し、他方の締約国のサービス提供者が合理的な、かつ、差別的でない条件で公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用を認められることを確保する。この義務は、特に、2から6までの規定を通じて履行する。